

学校教育における施策目標 新旧対照表

基本方針 P10～P11 に記載されている本市の学校教育における施策目標は、喜多方市教育振興基本計画の令和 3 年度見直しにより、下記のとおり変更となっています。

新（令和 3 年度見直し）	旧（平成 29 年 3 月策定）
① 確かな学力の育成 知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を働かせ、主体的に問題解決できる子どもの育成を目指すとともに、全ての子どもの可能性やよさ、持ち味、特徴等を引き出し、生かし、伸ばす教員の資質・能力を向上させます。 ② 豊かな心の育成 互いのよさを認め合う資質を身に付けた子どもの育成や、小学校農業科においては、「豊かな心の育成」「社会性の育成」「主体性の育成」など、子どもの心の育成を図ります。 ③ 健やかな体づくり 健康な心身を育成するため、健康教育の推進や食育と学校給食の充実を図るとともに、運動能力を向上させるため、運動課題に基づいた授業の実施や体力づくりの日常化、運動好きな子どもの育成を図ります。 ④ 一人一人のニーズに応じた教育 様々な教育活動、体験活動やボランティア活動を通し、一人一人の社会的・職業的な「自立」に向け、必要な基盤となる資質や能力・態度の育成を図るとともに、自らの思考や知識を働かせ実践する力を育みます。また、障がいのある、なしにかかわらず、能力に応じた教育を受ける機会を確保します。 ⑤ 学びを支える環境の整備 より豊かな学びを促す学習環境の充実を図るとともに、安全・安心な学校施設の整備を図ります。	① 自己啓発力の育成 人としてよりよく生きようとする意志や態度を身に付けた子どもの育成を目指します。 ② 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成 知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を働かせ、主体的に問題解決できる子どもの育成を目指します。 ③ 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成 地域や社会の発展に貢献できる資質を身に付けた子どもの育成を目指します。 ④ 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成 住みよい社会づくりのために、互いのよさを認め合い高め合う資質を身に付けた子どもの育成を目指します。 ⑤ 教員の資質・能力の向上 全ての子どもの可能性やよさ、持ち味、特徴等を引き出し、活かし、伸ばす教員の資質・能力を向上させます。 ⑥ 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備 全ての子どもが安全に安心して学ぶことができる快適な環境を整備します。